

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 541,476 | 流動負債 | 1,139,689 |
| 現金及び預金 | 298,508 | 1年内返済予定の関係会社長期借入金 | 150,000 |
| 売掛金 | 53,708 | 1年内返済予定の長期借入金 | 97,800 |
| 商品及び製品 | 1,814 | 未払金 | 48,504 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,147 | 未払費用 | 59,729 |
| 前払費用 | 69,453 | 未払法人税等 | 2,381 |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 78,715 | 未払消費税等 | 9,147 |
| 未収入金 | 9,742 | 契約負債 | 756,538 |
| 未収還付消費税等 | 24,636 | 預り金 | 15,569 |
| 貸倒引当金 | △ 1,051 | その他 | 18 |
| その他 | 1,800 | | |
| 固定資産 | 2,405,852 | 固定負債 | 1,138,720 |
| 有形固定資産 | 1,186,696 | 長期借入金 | 769,100 |
| 建物 | 1,031,001 | 関係会社長期借入金 | 125,000 |
| 構築物 | 54,420 | 退職給付引当金 | 15,140 |
| 車両運搬具 | 7,860 | 資産除去債務 | 229,480 |
| 工具、器具及び備品 | 91,205 | | |
| 建設仮勘定 | 2,207 | 負債合計 | 2,278,409 |
| 無形固定資産 | 703,699 | (純資産の部) | |
| のれん | 695,330 | 株主資本 | 668,919 |
| ソフトウェア | 4,010 | 資本金 | 61,210 |
| ソフトウェア仮勘定 | 958 | 資本剰余金 | 51,210 |
| 商標権 | 3,400 | 資本準備金 | 51,210 |
| 投資その他の資産 | 515,456 | 利益剰余金 | 556,497 |
| 関係会社株式 | 1,150 | 利益準備金 | 500 |
| 関係会社貸付金 | 221,284 | その他利益剰余金 | 555,997 |
| 長期未収入金 | 6,877 | 別途積立金 | 160,000 |
| 差入保証金 | 170,416 | 繰越利益剰余金 | 395,997 |
| 長期前払費用 | 30,113 | | |
| 繰延税金資産 | 92,492 | 純資産合計 | 668,919 |
| 貸倒引当金 | △ 6,877 | | |
| 資産合計 | 2,947,329 | 負債及び純資産合計 | 2,947,329 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品、商品、仕掛品

先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|---------|
| 建物 | 3年～47年 |
| 構築物 | 10年～50年 |
| 車両運搬具 | 2年～6年 |
| 工具器具備品 | 2年～20年 |

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については個別に回収可能性等を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受講料収入については、原則として開校期間に対応して収益を認識しております。

月額請求の保育料収入については、原則として開園期間に対応して、月額基本料金及び月毎の延長保育料等を、それぞれの該当月に収益として認識しております。

入学金収入は契約期間に対応して収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、入学金収入は従来入学手続完了時に収益を認識しておりましたが、契約期間に対応して収益を認識する方法に変更になりました。

また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約についてはその累積的影響額を当会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は 63,444 千円減少しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

但し、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は投資その他の資産の「長期前払費用」に計上のうえ、5年間で均等償却し、それ以外のものについては発生年度に費用処理しております。